

---

プロジェクト リース

項目 全てのリースに係る資産及び負債の認識

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、我が国における会計基準開発に関する予備的分析の一環として、会計基準審議会（IASB）が 2016 年 1 月に公表した IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）及び米国会計基準審議会（FASB）が 2016 年 2 月に公表した会計基準更新書第 2016-02 号 Topic 842「リース」（以下、本文では「Topic 842」、基準の参照では「ASU」という。）における借手の会計モデルの基本的な考え方のうち、すべてのリースに係る資産及び負債の認識を分析することを目的としている。
2. 本資料では、特に断りのない限り、参照項は IFRS 第 16 号のものである。

### 論点：全てのリースに係る資産及び負債の認識

3. IFRS 第 16 号も Topic 842 も、借手の会計処理に関して、借手に支配が移転した使用权部分に係る資産（使用权資産）と当該移転に伴う借入金等に類似する負債（リース負債）を認識するモデル（使用权モデル）に基づき、基本的にすべてのリースに係る資産及び負債を認識することとしている。すべてのリースに係る資産及び負債を認識することの根拠は、以下とされている。

#### （IASB 及び FASB がすべてのリースをオンバランスする根拠）

4. リースに関する従来の借手の会計処理モデルについては、次の 2 点で、財務諸表利用者のニーズを満たしていないという批判があった。（BC 第 3 項、ASU の BC16 項）
  - (1) オペレーティング・リースに関して報告される情報に透明性が欠けている。多くの利用者が、借手の財務諸表をオペレーティング・リースを資産化するように修正していた。
  - (2) ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分では、経済的に類似した取引が異なる方法で会計処理され、比較可能性を低下させる。
5. IASB 及び FASB は、以下に述べる理由からすべてのリースをオンバランスすべきと

決定した。

- (1) リースは、借手に、リース期間中に原資産を使用する権利を与え、当該資産を使用する権利の提供に対して貸手に支払を行う義務を課す。

IFRS 第 16 号及び Topic842 号では、リースの借手は、リース期間中に原資産を使用する権利と、当該資産を使用する権利の提供に対して貸手に支払を行う義務とを有している、としている<sup>1</sup>。(BC 第 19 項及び BC 第 20 項、ASU の BC32 項及び BC33 項)

- (2) 原資産を使用する権利は概念フレームワーク上の資産の定義を満たす

IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「概念フレームワーク」という。)では、資産を「過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源」と定義している。IASB は、借手が原資産を使用する権利は、下記の理由で資産の定義を満たすと結論を下した<sup>2</sup>。また FASB は、概念書第 6 号の第 25 項に照らして下記の理由で資産の定義を満たすと結論を下した。(BC22 項、ASU の BC38 項)

- ① 借手はリース期間全体を通じて原資産を使用する権利を支配している。
- ② 借手は原資産の使用方法(及び、それにより、使用権から将来の経済的便益をどのように生み出すか)を決定する能力を有している。
- ③ 資産を支配し使用する権利は、借手が資産を使用する権利が使用に関する何らかの制限を含んでいる場合であっても存在する。
- ④ 使用権に対する借手の支配は、過去の事象から生じている。

- (3) リース料の支払を行う義務は概念フレームワーク上の負債の定義を満たす

「概念フレームワーク」では、負債を「過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるもの」と定義している。IASB は、借手がリース料の支払を行

---

<sup>1</sup> 借手には、原資産を所定の状態でリース期間の終了時に貸手に返還する義務もある。貸手は、原資産を使用する権利の提供に対して借手から支払を受ける権利を有している。貸手は、原資産の所有に関連した権利も保持している。

<sup>2</sup> IASB は、2015 年 5 月の公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「『概念フレームワーク』公開草案」という。)で提案されている資産の定義も満たしていると結論を下した。(BC 第 23 項)

う義務は、次の理由で負債の定義を満たすと結論を下した<sup>3</sup>。また FASB は、概念書第 6 号の第 35 項に照らして下記の理由で負債の定義を満たすと結論を下した。(BC25 項、ASU の BC34 項)

- ① 借手は、原資産が借手に利用可能とされた時点で、リース料の支払を行う現在の債務を有している。
- ② 当該義務は、借手からの経済的便益の将来の流出を生じさせる。

(4) リースは借手にとってサービスと異なる

IASB 及び FASB は、リースはサービス契約から生じる権利及び義務とは異なる権利及び義務を創出するという結論を下した。その理由は次のとおりである。

- ① リースは、原資産が借手に利用可能とされた時点で、借手が使用権資産を獲得し支配している。(BC 第 32 項、ASU の BC40 項)
- ② 貸手が原資産を借手に利用可能とした時点で、貸手は当該資産の使用権を借手に移転する義務を履行している。すなわち、借手はその時点で使用権を支配する。したがって、借手は当該使用権に対する支払を行う無条件の義務を有する。<sup>4</sup> (BC 第 33 項、ASU の BC41 項)
- ③ これと対照的に、典型的なサービス契約では、顧客は契約の開始時に支配する資産を獲得しない。むしろ、顧客はサービスが履行された時点で初めてサービスを獲得する。したがって、顧客は通常、支払う無条件の義務をその日までに提供されたサービスに対してのみ有している。さらに、サービス契約の履行に資産の使用が必要となることが多いが、履行は通常、当該資産を契約期間全体を通じて顧客に利用可能とすることを必要としない。(BC 第 34 項、ASU の BC42 項)

(5) すべてのリースについて、資産（使用権資産）及び負債（リース料支払義務）を財務諸表上で認識すること（オンバランス）は目的適合性がある。(BC 第 42 項、ASU の BC44 項及び BC45 項)

---

<sup>3</sup> IASB は、「『概念フレームワーク』公開草案」で提案されている負債の定義も満たしていると結論を下した。(BC 第 26 項)

<sup>4</sup> IASB は、当時進行中の概念フレームワーク・プロジェクトにおいて、リース開始後はリースは未履行契約ではないとしている。2018 年 3 月公表の「財務報告に関する概念フレームワーク」における扱いについては、第 6 項から第 8 事項参照。

IASB が協議を行った財務諸表利用者の大半は、リースを資産と借入金等に類似する負債を生じさせるものと捉えており、リースに係る資産及び負債を認識することは、こうした財務諸表利用者のリースの見方に沿うものであるとのことである。(BC 第 45 項 (a))<sup>5</sup>

**(リースは未履行契約ではないという点に関して (IASB の見解))**

6. 第 5(4)に記載のとおり、すべてのリースに係る資産及び負債を認識するにあたって、リース契約は、リース開始時点で未履行契約ではない（この点で一般のサービス契約と異なる）ということが重要なポイントとなっている。
7. 未履行契約について IASB は、2018 年 3 月公表の「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下、「概念フレームワーク」という。）において以下のとおり説明している。
  - (1) 未履行契約とは、同等に未履行である契約（又は契約の一部）である。すなわち、いずれの当事者も自らの義務を全く履行していないか、又は両方の当事者が義務を部分的に同じ程度まで履行している。(概念フレームワーク第 4.56 項)
  - (2) 未履行契約は、経済的資源を交換する結合された権利及び義務を設定する。この権利及び義務は、相互依存적であり分離できない。したがって、結合された権利及び義務は単一の資産又は負債を構成する。企業は、交換の条件が現時点で有利である場合には資産を有し、交換の条件が現時点で不利である場合には負債を有する。当該資産又は負債が財務諸表に含まれるかどうかは、認識規準（第 5 章参照）と当該資産又は負債について選択した測定基礎（第 6 章参照）の両方に依存するが、これには、該当のある場合には、契約が不利かどうかのテストが含まれる。(概念フレームワーク第 4.57 項)
  - (3) いずれかの当事者が契約に基づく義務を履行する範囲で、契約は未履行ではなくなる。報告企業が契約に基づいて先に履行を行う場合には、その履行は、報告企業が経済的資源を交換する権利及び義務を、報告企業が経済的資源を受け取る権利に変化させる事象である。当該権利は資産である。他者が先に履行を行う場合には、その履行は、報告企業が経済的資源を交換する権利及び義務を、

---

<sup>5</sup> 米国の利用者の多くも、すべてのリースをファイナンス・リースとして扱っているとのことであり、IASB が対象とした利用者と同じと考えられる。(ASU の BC281 項 a)

経済的資源を移転する義務に変化させる事象である。当該義務は負債である。  
(概念フレームワーク第 4.58 項)

8. さらに、IASB は、概念フレームワークの結論の根拠において次のとおり説明している。

#### 未履行契約の明確化

- (1) 2018 年「概念フレームワーク」は、未履行契約について、改訂したより広範な補強的ガイダンスを提供している。そこでは次のことを明確化している。(概念フレームワーク BC4.78 項)
- ① 未履行契約は、経済的資源を交換する複合された権利及び義務を設定する。
  - ② 経済的資源を交換する複合された権利及び義務は、相互依存적であり、分離できない。
  - ③ その複合された権利及び義務は、単一の資産又は負債を構成する。

#### 未履行契約に含まれる経済的資源を交換する複合された権利及び義務

- (2) 一部の利害関係者は、未履行契約は権利（ある経済的資源を受け取る）と別個の義務（第 2 の経済的資源を移転する）を生じさせるという見解を示したが、当審議會は、当該権利及び義務は非常に相互依存性が高いことに留意した。第 1 の資源を受け取る権利は第 2 の資源を移転する義務を履行することを条件としており、第 2 の資源を移転する義務は企業が第 1 の資源を受け取ることを条件としている。(概念フレームワーク BC4.79 項)
- (3) 当審議會はさらに、たとえ両当事者が異なる時点で経済的資源を移転する場合であっても、第 1 の移転の時点で同時の交換が行われることに留意した。例えば、企業が顧客に財を販売し、後日に顧客から支払を受ける契約をする場合がある。企業は当該財を顧客に移転する際に、顧客から支払を受ける権利を同時に受け取る。その時点で、顧客は財を受け取り、それに対して支払う義務が発生する。各当事者が経済的資源を交換する複合された権利及び義務は、第 1 の移転の時点で充足され、その時点で新しい権利（この例では、支払を受ける権利）又は義務（この例では、支払を行う義務）に置き換えられる。(概念フレームワーク BC4.80 項)
- (4) したがって、当審議會は、未履行契約が含んでいるのは、経済的資源を交換する権利と義務であり、ある経済的資源を受け取る権利と他の経済的資源を移転する別個の義務ではないと結論を下した。((概念フレームワーク BC4.81 項)

リース契約は貸手が原資産を引き渡す義務を履行した後は未履行契約ではない

- (5) IFRS 第 16 号「リース」に関する結論の根拠で説明しているように、開始日において、借手は原資産を一定期間にわたり使用する権利を獲得し、貸手は当該資産を借手が使用できるようにすることによって当該権利を引き渡す。いったん貸手が当該権利を引き渡す義務を履行した後は、リース契約はもはや未履行契約ではない。借手は使用権資産を支配し、リース料に係る負債を有している。  
(概念フレームワーク BC4.78 項(a))

### (IASB による影響分析 (情報の有用性))

9. 別紙に記載のとおり、IASB の影響分析では現行の財務諸表及び注記に関して以下のとおり分析している。

- (1) 現行の開示は十分ではない。

当該開示情報は、一部の投資者及びアナリストにとっては不十分である。彼らは、会社の資産及び負債の見積りを利用可能な限定的な情報に基づいて技法を用いて行っていることが多いが、当該技法による見積りは、幅広い変動の可能性があり正確ではないかもしれない。

当該開示情報は、他の投資者及びアナリストにとっては明らかではない。彼らは、会社の財務レバレッジ及び資産ベースに関する情報を、注記で報告される情報は考慮せずに、会社の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に依拠している

- (2) 現行の財務諸表は、支配して営業に使用している資産及び経済的に回避できないリース料に関する完全な情報を提供していない。

- (3) 投資者及びアナリストは借手の貸借対照表を頻繁に調整している。

IASB が協議した投資家及びアナリストの大半は、注記情報を用いて、オフバランスのリースから生じるであろう資産及び負債を見積もっていた。彼等の多くは、例えば、財務レバレッジや営業に使用されている資本を見積るために、年間のリース費用を 8 倍するなどの技法を使用していた。

- (4) 投資者及びアナリストは借手の損益計算書も調整している。

IASB が協議した投資者及びアナリストの大半は、リースを「債務類似」の負

債を創出するものと見ている。したがって、彼らの多くが、将来のリース料の一部は金利要素を構成するものとして見ている。一般的な調整方法は、営業費として計上されている年間リース費用の1/3を金利費用として、営業費用から除外することである。

**(我が国の財務諸表利用者から聞かれた意見)**

10. IASB 及び FASB におけるリースに関する会計基準の抜本的な見直しの過程で、我が国の財務諸表利用者からは、次のような意見が聞かれている<sup>6</sup>。

- (1) 注記情報で示されていたオペレーティング・リースに係る資産及び負債が、統一された基準でオンバランスされると、正確な財務分析が可能となる。
- (2) 使用権の移転の有無からすべてのリース契約から生じる資産及び負債がオンバランスされることは企業活動の実態が財務諸表により良く反映される。

また、借手のリースが原則としてすべてオンバランスされると、総資産利益率 (Return on Asset ; ROA)、投資利益率 (Return on Investment ; ROI) やレバレッジ比率等の計算に際してオペレーティング・リースを調整する必要がなくなり、企業間の比較可能性が高まる。

11. また、第 387 回企業会計基準委員会並びに第 78 回リース会計専門委員会では以下の意見が聞かれている。

- (1) 特定の業種における重要性のあるオペレーティング・リースがオンバランスされることにより、財務諸表利用者による正確な財務分析が可能になると考えられる。(第 387 回企業会計基準委員会)
- (2) 企業の財務報告に係る内部統制や監査の実務を踏まえると、オペレーティング・リースの情報が注記からオンバランスに変更されることによって、情報の精度が向上すると考えられる。また、オンバランスされることにより財務諸表利用者は特段の調整を行わずにスクリーニングが可能となるため、利便性が向上するのではないか。(第 387 回企業会計基準委員会)
- (3) 財務諸表利用者の分析においては、リースを融資に類するものと捉え、損益計

---

<sup>6</sup> (社) 日本証券アナリスト協会「公開草案「リース」についての意見書」(2010年12月15日)及び(公社)日本証券アナリスト協会「IASBの改訂公開草案「リース」についての意見書」(2013年8月20日)を参照。

算書上も金利費用の調整を行っている。(第79回リース会計専門委員会)

**(我が国の関係者から聞かれている懸念)**

12. 我が国の市場関係者から、以下のとおり、リースに係る資産及び負債の認識に係る懸念が聞かれている。
  - (1) 認識の対象となるリースには、様々な経済的実態のものが含まれるため、それらに係る資産及び負債を一律に認識することは取引の経済的実態と整合しない。特に、いわゆるレンタルのようにリース期間が原資産の耐用年数に比してごく短期であるものについて資産及び負債を計上することの有用性に疑問がある。
  - (2) オペレーティング・リースに係る注記により類似の情報が提供され、利用者により分析されており、追加的な情報の有用性は乏しい。
  - (3) 資産及び負債を認識しないサービスとの間の区分が明確でない。特に、主に原資産が有する機能の利用を顧客に提供する点でサービスの性質を有している契約についても、原資産が提供されていることを強調してリースと判定される可能性がある。
13. また、第387回企業会計基準委員会並びに第78回リース会計専門委員会では以下の意見が聞かれている。
  - (1) ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分をしない場合、リースの区分に関する情報が失われることも考えられるため、高品質な会計基準と言えるか懐疑的である。(第387回企業会計基準委員会)
  - (2) オペレーティング・リースも含めて一律にリースをオンバランスするとむしろ財務諸表利用者に追加的な情報提供が行われなくなるため、有用性が低下することはないか。また、総資産利益率(ROA)の計算の中に会計期間におけるリターンに貢献しない資産が含まれることになるのではないか。(第387回企業会計基準委員会)

**(ASBJ事務局による分析)**

14. すべてのリースについて使用权資産及びリース負債の認識することに関するIASB及びFASBの論拠は、貸手が原資産を借手の使用のために引き渡した(又は利用可



能とした) 時点で貸手が当該資産の使用権を借手に移転する義務を履行しているという点で、リースは典型的なサービス契約とは異なる性質をもち、借手は使用権を支配するとともに、当該使用権に対する支払を行う無条件の義務を有するからというものである。

このモデルを採用した結果については、第9項以下で記載したとおり、財務諸表の利用者、投資家から一定の支持を受けている。

15. 一方、我が国の関係者からは、第12項以下にあるように、サービス部分についても資産及び負債が認識される可能性があるとの懸念やリース期間が短いいわゆるレンタルのようなものまで資産及び負債を認識することについて懸念が聞かれる。
16. 今後、我が国の会計基準の開発に着手するか否かを判断する際には、これらの状況、国際的な整合性を図る意義、コストと便益等を勘案して、総合的に判断するものと考えられる。

#### ディスカッション・ポイント (論点)

すべてのリースをオンバランスすることとした IASB 及び FASB の根拠、並びに ASBJ 事務局による分析について、ご質問、ご意見を頂きたい。

(別紙)

IFRS 第 16 号を導入するベネフィットに関する IASB の分析<sup>7</sup>

## (第 76 回リース会計専門委員会資料(3)の抜粋)

1. IASB は IFRS 第 16 号の便益はコストを上回ると結論を下した。IFRS 第 16 号は、企業の資産及び負債のより忠実な表現をもたらすとともに、企業の財務レバレッジ及び使用資本に関する透明性を高めるものとなる。
2. 投資者及びアナリストにとっての便益は、IFRS 第 16 号の適用によって、財務諸表を利用する人々が調整を行う必要性を減少させると期待されることである。これは、会社が IAS 第 17 号を適用していた時に利用可能であった情報よりも豊富な情報のセットを提供し、会社の営業及び資金調達についての追加的な洞察を提供することによってである。

(1) 開示は十分ではない

IASB は、オフバランスのリースに係る会社の割引前のコミットメントに関する情報を (IAS 第 17 号が要求していたように) 財務諸表注記のみで提供するのは、十分ではないと結論を下した。これは、以下の理由による。

- 当該開示情報は、一部の投資者及びアナリストにとっては不十分である。彼らは、会社の資産及び負債の見積りを利用可能な限定的な情報に基づいて技法を用いて行っていることが多いが、当該技法による見積りは、幅広い変動の可能性があり正確ではないかもしれない。
- 当該開示情報は、他の投資者及びアナリストにとっては明らかではない。彼らは、会社の財務レバレッジ及び資産ベースに関する情報を、注記で報告される情報は考慮せずに、会社の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に依拠している。

また、IASB の投資者諮問機関である資本市場諮問委員会は、次のように述べている。

---

<sup>7</sup> IASB による「影響分析 IFRS 第 16 号「リース」を参照。なお、本別紙第 2 項(4)を除いては、本別紙の記載事項は Topic 842 の導入についてもあてはまると思われる。

「開示のみの解決策は財務諸表の専門的な利用者にとっては容認できるかもしれないが、財務諸表が最初から明確な情報を提供することを求める過半数の投資者にとっては有用ではないであろう。」

## (2) 情報の欠如

IAS 第 17 号を適用した場合には、大半のリースは借手の貸借対照表上で報告されていなかった。したがって、借手は下記についての完全な像を提供していなかった。

- 支配して営業に使用している資産
- 経済的に回避できないリース料

貸借対照表から失われていた情報の重大性は、業種ごと、地域ごと及び企業間で異なっていた。しかし、多くの会社にとって、報告される財務レバレッジに対する影響は多大であると予想される。

長期負債が過小表示されている割合の地域別の状況は、次のとおりである。

地域	過小評価されている割合 <sup>8</sup>
北米	22%
欧州	26%
アジア・太平洋	32%
中南米	45%
アフリカ・中東	27%

例えば、最終的に何らかの形での再建又は清算に至った小売業者のサンプルについて、次の表は、オフバランスのリース約定がどの程度あったのかを示している。これは、会社の財務レバレッジ及び営業の柔軟性が、オフバランスのリース約定の影響を考慮に入れた場合に、どれだけ大きく異なり得るのかを例示している。これらの会社のオフバランスのリース約定の現在価値は、貸借対照表で報告していた長期債務の約 4 倍から 65 倍の範囲にある。

<sup>8</sup> 割合は、貸借対照表で報告されている長期負債に対するオフバランスのリースの見積り（割引後）の割合を地域ごとに表している。

(単位：百万)

小売業者	国	オフバランスのリース		オンバランスの債務	オフバランスのリース(割引後)のオンバランスの債務に対する倍率
		割引前	割引後		
Borders	米国	\$ 2,796	\$ 2,152	\$ 379	5.68 倍
Circuit City	米国	\$ 4,537	\$ 3,293	\$ 50	65.86 倍
Clinton Cards	英国	£ 652	£ 525	£ 58	9.05 倍
HMV	英国	£ 1,016	£ 809	£ 115	7.03 倍
Praktiker	ドイツ	€2,268	€1,776	€481	3.69 倍
Woolworths	英国	£ 2,432	£ 1,602	£ 147	10.90 倍

(3) 投資者及びアナリストは借手の貸借対照表を頻繁に調整している

IASB が協議した投資家及びアナリストの大半は、注記情報を用いて、オフバランスのリースから生じるであろう資産及び負債を見積もっていた。彼等の多くは、例えば、財務レバレッジや営業に使用されている資本を見積むために、年間のリース費用を 8 倍するなどの技法を使用していた。

次の表は、IFRS 第 16 号を適用した場合と現在の一般的な市場慣行での見積りとの差異を示している。

(単位：百万米ドル)

	貸借対照表で報告された金額	すべてリースがオンバランスの場合 (IFRS 第 16 号)	一般的な市場慣行 (年間リース費用 × 8)
有形固定資産	9,605,642	11,267,429	12,228,670
資産合計	30,943,502	32,605,289	33,566,531
長期金融負債	6,440,942	8,102,729	9,063,971
長期金融負債の自己資本に対する比率	59%	74%	82%

(4) 投資者及びアナリストは借手の損益計算書も調整している

IASB が協議した投資者及びアナリストの大半は、リースを「債務類似」の負債を創出するものと見ている。したがって、彼らの多くが、将来のリース料の一部は金利要素を構成するものとして見ている。一般的な調整方法は、営業費として計上されている年間リース費用の 1/3 を金利費用として、営業費用から除外することである。

次の表は、IFRS 第 16 号を適用した場合と現在の一般的な市場慣行を用いた調整との差異を示している。

(単位：百万米ドル)

	報告された金額	すべてのリースが オンバランスの場 合	一般的な市場慣行 (金利=年間リー ス費用×1/3)
オフバランスのリー スに係る金利費用	n. a.	83,089	109,293
金利及び税金前の純 利益	2,198,689	2,281,778	2,307,982
金利及び税金前の純 利益/合計収益	10.19%	10.58%	10.70%

3. 企業にとっての便益は次のとおりである。(1) 企業により均等な競争の場が提供される

- 会社が IAS 第 17 号を適用していた時には、投資者及びアナリストが、オフバランスのリースに係るリース負債を、より精密に測定したとした場合よりも高い金額で見積っていた（例：リース負債を年間のリース料の 8 倍で見積っていた）場合がある。⇒ 一部の会社が、このより精密な測定から便益を受けると予想する。
- 会社の報告する財政状態が、IFRS 第 16 号を適用すると、IAS 第 17 号を適用して投資者及びアナリストが調整した財政状態と比較して、より正確になると期待される。⇒ これは、すべての会社に、より均等な競争の場をもたらすと期待される。

(2) 非 GAAP 情報を提供する必要性がなくなる(3) 意思決定の改善

- IASB は、多額のオフバランスのリースを有している会社は、すべてのリースを財務報告の目的上は同じ方法で管理することから便益を得るであろうと予想する。

4. 資産をリースしている企業と資産を購入するために借入を行う企業との間の比較可能性を改善する。IFRS 第 16 号は、オフバランスの会計処理を達成するためにリース取引を操作する機会を減少させる。5. リースに関して透明性のある情報を提供するにあたり、すべての市場参加者に、より均等な場を創出する。企業は、IFRS 第 16 号を適用することで、リースから生じ

る資産及び負債を、企業が IAS 第 17 号を適用していた時に洗練度のより高い投資者及びアナリストだけが行っていた見積りよりも、正確に測定することになる。